

感染警戒レベルの基準の改正について（概要）

R3.11.25

危機管理部新型コロナウイルス感染症対策室

本県における第5波では、ワクチン接種の進行や治療法の普及等により、第4波以前と比較して新規陽性者と入院者等の相関に変化がみられた。

また、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会では「新規陽性者数の中でも軽症者の割合が多くなり～」と評価され、同時に示された「新たなレベル分類」は医療逼迫の状況により重点を置いたものとされている。

これらのことを踏まえ、全県の感染警戒レベルの基準に「医療提供体制への負荷の状態」を要件として組み込むとともに圏域及び全県の感染警戒レベルの基準の人数要件を一定程度緩和する。加えて、その他所要の改正を行う。

1 全県の感染警戒レベルの基準の見直しについて

(1) 要件に「医療提供体制への負荷の状態」を追加し、レベルを4に引き上げ「特別警報Ⅰ」を発出するときは「医療警報」を、レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出するときは「医療非常事態宣言」をそれぞれ発出する。

なお、これまで運用してきた「医療アラートの発出基準」は廃止する。

(2) 全県的に統一的な対策を講じる必要性があるレベル3以上のみの運用とする。

2 人数要件の緩和等について

(1) ワクチン接種の進行や治療法の普及等により、第4波以前と比較して新規陽性者に占める入院者及び中等症以上の患者の割合が減少するとともに入院日数も減少したため、人数要件について以下のとおり改正する。

《圏域の感染警戒レベルの人数要件、直近1週間人口10万人当たり新規陽性者数》

レベル	改正案	現行
2	4.0人(7人)	2.0人(4人)
3	10.0人(16人)	5.0人(8人)
4	20.0人(32人)	10.0人(16人)
5	30.0人(47人)	20.0人(32人)
6	(まん延防止等重点措置が公示され、特定区域となった場合)	

() …人口10万人以下圏域の実人数要件

《全県の感染警戒レベルの人数要件、直近1週間人口10万人当たり新規陽性者数》

レベル	改正案		現行	
	10万人あたり	実数(参考)	10万人あたり	実数(参考)
3	5.0人	103人	2.5人	52人
4	10.0人	205人	5.0人	103人
5	15.0人	308人	10.0人	205人
6	(緊急事態宣言)			

- (2) 第5波においてデルタ株による感染の急激な拡大・縮小が生じたことや、人の移動が増加する時期に感染が拡大した過去の経験を踏まえ、以下のとおり改正する。

【圏域の感染警戒レベル】

- 新規陽性者数の基準に関わらず「感染速度」を考慮してレベルの引上げを行うことができるものとする。
- 圏域の感染警戒レベル5への引上げについては、医療提供体制への負荷に関わらず行うものとする（要件2をレベル4までと同内容とする。）。
- 新規陽性者数の減少傾向が明らかであるときは、「直近1週間の新規陽性者数」の要件を満たさずともレベルの引下げを行うことができるものとする。この場合、全県の感染警戒レベルが3以下であるときには、「レベル引上げから14日間経過」の要件を満たさずともレベルの引下げを行うことができるものとする。

【全県の感染警戒レベル】

- 感染が拡大する可能性があり、人の移動を抑制する必要があると認められる場合や感染拡大の傾向が顕著である場合には、要件を満たしていない場合でも、レベルの引上げを行うことができるものとする。

3 飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請について

医療提供体制と社会経済活動との両立を考慮し、特に強い措置である飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請を行う判断目安を以下のとおりとする。

- 圏域の感染警戒レベル5相当かつ医療提供体制へ負荷がかかっている状態（全県の感染警戒レベル4以上を目安とする）にあるかを考慮して行うものとする。
- ただし、圏域の感染警戒レベル5相当であって、飲食店等におけるクラスターの発生等、飲食店を起因として感染が拡大している状況下では、医療提供体制への負荷に関わらず行うものとする。